

正しく取り付けてこそ見はり役

～住宅用火災警報器の設置が義務化～ Part 2～

島田消防本部 ☎ 37-0119

消防法の改正により、住宅への火災警報器の取り付けが義務付けられました。広報12月号でその概要をお知らせしましたが、今回は具体的な取り付け方法についてお知らせします。

◆新築住宅への設置は？

平成18年6月1日

に着工する住宅から設置が義務付けられます。建築業者に取り付けを依頼しましょう。

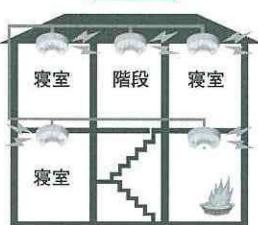


◆既存住宅への設置は？

平成21年5月31日までに取り付けをお勧めします。連動型警報器は配線工事が不要なため、ご家庭で簡単に取り付けができます。

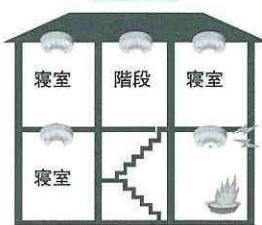


連動型



火災の発生を感じたら一斉にすべての警報器が反応します。単独型より高額で、配線工事を伴います。

単独型



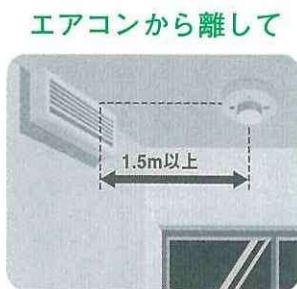
火災の発生を感じた警報器だけが反応します。取り付けが簡単で、連動式に比べて価格は安いです。

◆単独型？連動型？

火災が発生したとき、火災を感じた警報器だけが警報音や音声で火災の発生を知ってくれるものが「**単独型**」で、他の部屋の警報器も連動して、一齊に知らせるものが「**連動型**」です。

◆どこに取り付けたらいいの？

●天井に設置する場合



エアコンの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して取り付けます。

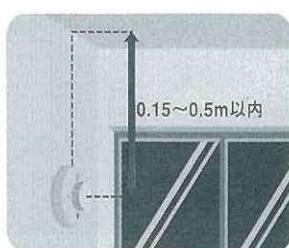


梁などがある場合は、梁から警報器を0.6m以上離して取り付けます。



警報器の中心を壁から0.6m以上離して取り付けます。

●天井から0.15～0.5m以内に

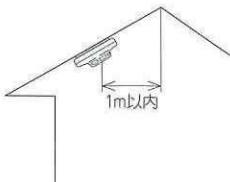


警報器の中心が天井から0.15～0.5m以内の位置に取り付けます。

●壁に設置する場合



※注意 こんなところは避けて



天井が斜めになっている場合、天井の一番高い位置から1mの範囲内に取り付けてください。

Part 3は火災警報器の種類や性能についてお知らせします。